

令和8年第5回5月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年5月8日（金） 午後4時00分から午後4時27分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久
 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 29. 藤本 正彦
 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦
 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員 2. 古坂 光司 15. 吉田 秀美 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽
計4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 農地に該当するか否かの判断について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 次長：高橋美香子 次長：村田龍治 主幹：吉村翔
主査：吉田純也 計6人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第5回（5月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

5月に入りまして、米農家にしてみれば田植え時期になっております。天気の良い田植えになれば良いと願うところであります。

さて、本日は5月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には21番杉森広宣委員、22番今輝義委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 農地に該当するか否かの判断について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告1件、議案4件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

議案の1ページをお開きください。報告第8号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第8号は、1ページの番号74番から3ページの81番までの8件です。解約は全て田で面積は合わせて54,757㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第25号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

4ページをご覧ください。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第25号は、番号353番から34ページの番号423番までの71件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が13件で面積は田が25,067㎡、畑が28,572㎡。「贈与」の申請が13件で面積は田が47,680㎡、畑が19,707㎡です。また、「賃貸借」の申請が43件で面積は田が443,265㎡、畑が24,225㎡。「使用貸借」の申請が2件で面積は田が4,825㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから24ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明します。4ページの353番の畑は10a当たり5万円、354番の田は総額100万円、10a当たり28万5千円、355番の田は総額229万7千5百円、10a当たり26万7千円、5ページの356番の田は総額120万円、10a当たり10万6千円、357番、358番、6ページ359番の3件の田はすべて10a当たり15万円、360番の畑は10a当たり5万円、361番、7ページ362番、363番、364番、8ページ365番の5件の畑はすべて10a当たり6万円です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結致します。これより、議案第25号を採決致します。おはかり致します。議案第25号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、4番 盛彰一委員、5番 三橋美也委員、6番 杉野森由美子委員、13番 笠井正己委員、17番 葛西勝久委員、20番 成田金春委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(4番 盛彰一委員、5番 三橋美也委員、6番 杉野森由美子委員、13番 笠井正己委員、17番 葛西勝久委員、20番 成田金春委員退席)

議長 (藤本正彦会長)

それでは、議案第26号について説明を求めます。

事務局説明 (吉村主幹)

35ページをお開きください。議案第26号について説明致します。

議案第26号は、番号929番から38ページの936番までの8件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が2件で面積は田が8,416㎡。「贈与」の申請が2件で面積は田が765㎡。また、「賃貸借」の申請が4件で面積は田が84,464㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書25ページから27ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。次に、売買価格について説明します。35ページの929番の田は総額30万円、10a当たり32万9千円、930番の田は総額87万円、10a当たり11万6千円です。以上で説明を終わります。

議長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第26号の質疑を終結致します。

これより、議案第26号を採決致します。おはかり致します。議案第26号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり許可することに決定致しました。

4番 盛彰一委員、5番 三橋美也委員、6番 杉野森由美子委員、13番 笠井正己委員、17番 葛西勝久委員、20番 成田金春委員、入室願います。

（4番 盛彰一委員、5番 三橋美也委員、6番 杉野森由美子委員、13番 笠井正己委員、17番 葛西勝久委員、20番 成田金春委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第27号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

39ページをご覧ください。議案第27号 農地に該当するか否かの判断について。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求めます。令和8年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

40ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。内訳としましては、木造地区、畑が1筆で1,034㎡、田が2筆で1,873㎡。稲垣地区、田が2筆で308㎡。車力地区、田が3筆で15,458㎡となっております。

本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結致します。

これより、議案第27号を採決致します。おはかり致します。議案第27号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第28号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは41ページをご覧ください。議案第28号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和8年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第28号の件数については、一括方式の売買が1件、一括方式の貸借が2件の計3件となっております。42ページをご覧ください。番号2番。所有権を移転する農用地は、柏下古川の樹園地2筆で、面積は6,558㎡です。売買価格は総額2,175,000円、10aあたり約332,000円です。続いて43ページをお開きください。番号10番。利用権を設定する農用地は、木造善積の田5筆で、面積は13,133㎡です。期間は10年間で、無償の使用貸借となっております。次に、番号11番。利用権を設定する農用地は、木造下福原の田1筆で、面積は664㎡です。期間は10年間で、無償の使用貸借となっております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により6月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結致します。

これより、議案第28号を採決致します。

おはかり致します。議案第28号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について （中野事務局長）

- 1) 日 時 令和8年6月9日(火) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

- 2) 日 時 令和8年7月8日(水) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和8年度つがる市農業委員会新年度交流会収支決算報告（村田次長）
- 2) 農用地のあっせんのお願について（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和8年第5回（5月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。